

百条調査権の付与及び具体的な調査手法について

令和 4 年 6 月 9 日

大和正風会

任期途中で退職した前金子副市長の辞職理由が「大木市長のパワーハラスメントによるものだった」ということが報道で明らかになった。これを受け、市議会では議会運営委員会で対応が協議された。大和正風会は、百条委員会を設置する道を残している特別委員会の設置に賛成し、特別委員会で調査をして、不誠実な対応や、回答が得られない状況があれば、より重い百条委員会を設置するべきであると述べた。

その後、前副市長辞職等に関する調査特別委員会により、課長級以上の職員を対象とした職場環境に係るアンケートが行われた。このアンケート調査の結果は職員保護を目的として匿名で実施しており、事実認定を行うための効力はないが、職場環境の傾向を示すものであり、議会が対策を検討する上で重要な要素を提供するものである。

さらに、金子前副市長、大木市長、井上副市長、小山副市長ら四名に対する参考人質疑が行われた。金子前副市長の証言は、「大木市長によるパワハラは事実」とし、前述のアンケート結果に合致する部分も多く、具体的であった。一方、大木市長の証言は「パワハラは金子前副市長の捏造」とし、アンケート原本破棄を理由に明確に証言しない部分があった。金子前副市長と大木市長の証言は食い違っており、どちらかが虚偽の証言をしていることは明らかである。

○百条委員会設置を求める理由について

百条委員会が調査を行うため特に必要があると認めるときは、関係者の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。正当な理由なく、出頭もしくは記録を提出しないときや証言を拒む場合や、虚偽の証言を行った際には罰則がある。現行の前副市長辞職等に関する調査特別委員会には、百条委員会のような罰則は無い。

限られた時間の中で、議会が市民の行政に対する疑念を払拭し、公正な立場で真相を明らかにし、もって市民サービス向上のため安心できる職場環境を継続するためには、アンケートの結果や参考人質疑の証言を踏まえ、前副市長辞職等に関する調査特別委員会に百条調査権を付与し、更なる調査を行い、結果に基づいた形で再発防止案を策定するべきと考える。

○さらなる調査が必要であるとする回答と具体的な調査手法について

アンケートの自由記述覧の回答を 4 点に絞って整理した。想定される調査手法につ

いても記載した。但し、「③市長及び副市長からパワハラを受けたことがある職員の記述について」は、司法権との関係による限界により調査制約が課される可能性がある。

なお、私達は4点すべてを百条調査権のもとで調査するべきと考えているが、他党派と協議を行ったうえで、合意できる範囲を優先し調査を進めていきたい。

## ① 職員の働く環境について

アンケートの回答

- 職員数が不足している。 ■他の自治体と比べて給与が低い。
- 退職する職員が多い。 ■精神的不調に陥った。(精神的不調を含む)
- 給与が低く、職員の退職が心配。 ■土日(祝日含む)に仕事をさせられる。

調査手法

◇行政が公開している「人事行政の運営等の状況の公表」を用いて、他市とのデータを客観的に比較し分析する。行政に対し実際の職場環境について説明と資料提出を求める。

参考事例

芦屋市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会「勤務の実態に関する調査」  
池田市議会「富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会調査報告書」

## ② パワハラを受けたときの職員の対応と、どのような相談窓口を望むかについて

アンケートの回答

○パワハラを受けたときの職員の対応

- 耐えた・我慢した。 ■何もできなかった・何もしていない。
- 職員同士で話した・励ました。 ■精神的不調に陥った。

○職員の臨む相談窓口などの対応

- 第三者機関など、外部の相談窓口を設置してほしい。
- 情報が洩れるので現行の相談窓口は利用できない。
- 適切な指導・注意を行ってほしい。 ■相談体制が機能していない。

調査手法

◇職員がパワハラを受けた場合に適切な相談が行われていないのはなぜか現行の相談体制の問題点を把握する。行政に対し説明及び資料提出を求め、分析する。

③市長及び副市長からパワハラを受けたことがある職員の記述について  
アンケートの回答

- 船から降りてもらおう、降格示唆。
- 叱責をうける。恫喝された。罵声を浴びる。怒鳴る。
- 反省分を書かされる

調査手法

◇金子氏の証言やアンケートの結果と行政側の証言が食い違っているのはなぜか。発言の有無を再確認し、意図や真意について市長及び副市長、職員から証言を得て、行政に資料提出を求め、業務上妥当なものか評価を行う。

参考事例

池田市議会「富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会調査報告書」

④市長の判断による変更契約・工事のやり直しについて  
アンケートの回答

- 市長の判断による変更契約・工事のやり直しが行われている。

調査手法

◇企業及び行政に対して、変更契約に関する資料の提出や説明を求め、精査を行い、その範囲や規模、金額等を確認したうえで問題と言えるものか評価する。

参考事例

吹田市議会「グリーンニューディール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査特別委員会の調査報告書」